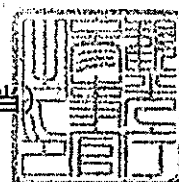


観参第212号
平成30年9月7日

都道府県旅行業担当部長 殿

観光庁参事官（旅行振興担当）



北朝鮮への旅行について

標記について、外務省より、別紙の平成30年9月4日付け「亜北2第10780号」により、北朝鮮への旅行について、企画旅行については企画・実施しない、また、手配旅行については旅行者に対して旅行を取りやめるよう勧めるといった適切な対応の依頼がありましたので、登録旅行業者等に周知をお願い申し上げます。

なお、（一社）日本旅行業協会、（一社）全国旅行業協会については、別添のとおり周知依頼済みです。

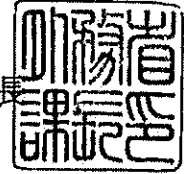
逕北2第 10780 号

平成30年9月4日

観光庁参事官（旅行振興担当） 殿

外務省アジア大洋州局

北東アジア第二課長



外務省領事局

海外邦人安全課長



北朝鮮への旅行について

平成28年2月以来、我が国独自の対北朝鮮措置の一環として、政府は、我が国から北朝鮮への渡航自粛を要請しています。

また、我が国は北朝鮮と国交を有しておらず、在外公館がありません。北朝鮮で事件・事故等に遭った場合、十分な対応をとるには困難があります。

本年9月9日の北朝鮮建「国」70周年記念日関連行事に際し、北朝鮮への渡航を希望する旅行者の方もいると承知しております。

貴官におかれましては、関係団体及び都道府県に対し、北朝鮮を目的地とする企画旅行については企画・実施しない、また、手配旅行については旅行者に対して旅行を取り止めるよう勧めるといった、上記の措置を踏まえた適切な対応を行っていただくよう、周知をお願いいたします。

